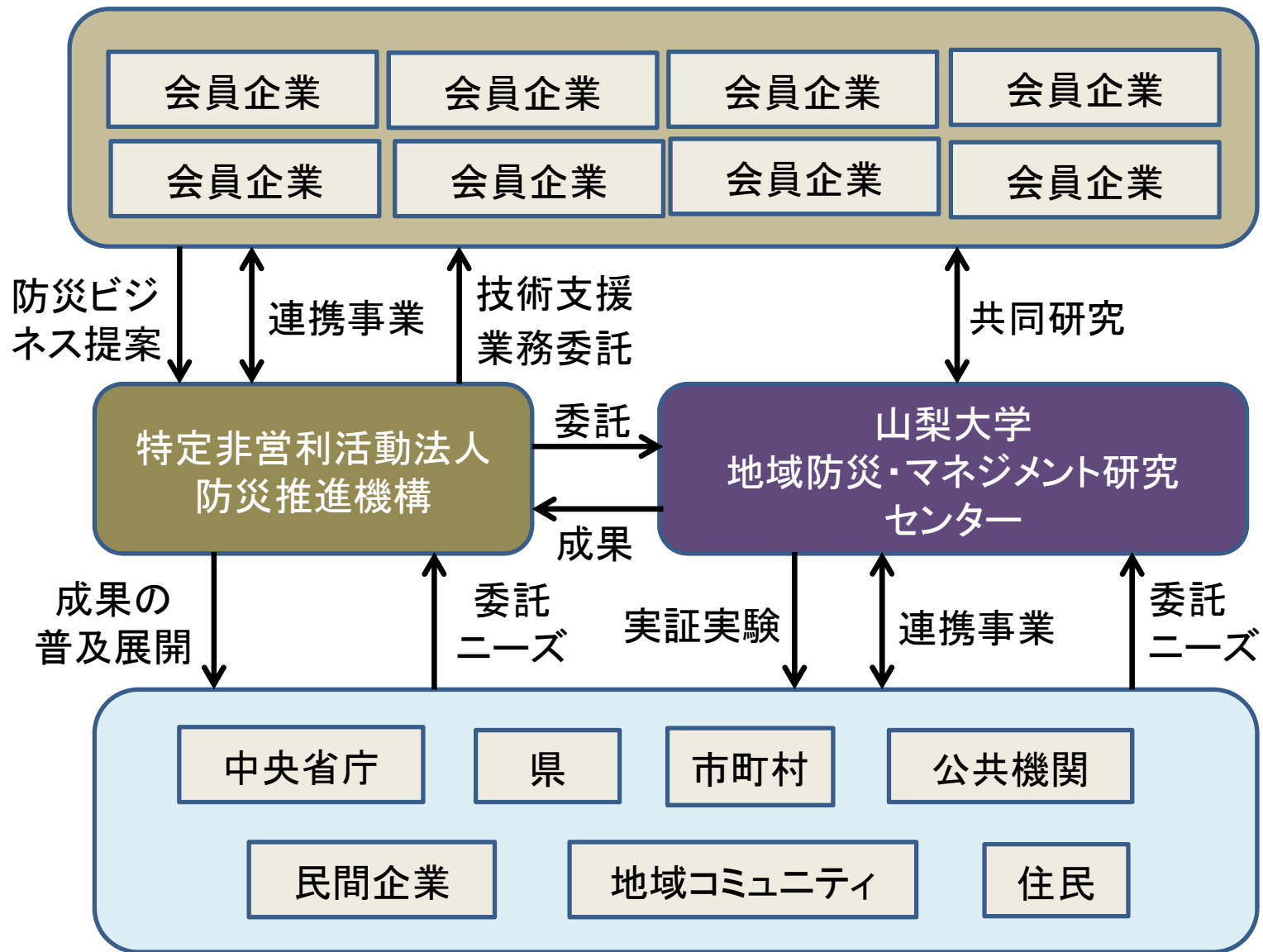


防災ビジネスの創出・展開に関する分科会



特定非営利活動法人防災推進機構

防災ビジネスの創出・展開に関する分科会 分科会要綱(2014.4.1)

- 本分科会は、民間企業による防災ビジネスの創出・展開を促進し、以て防災に関わる人の裾野を広げることにより、我が国の防災力を向上させることを目的として設立する。
- 本分科会は平成26年5月1日～平成28年3月31日の3年間に亘って活動する。なお、3年間の活動の後、分科会における合意に基づいて、活動期間を延長することができる。
- 本分科会の委員は特定非営利活動法人防災推進機構の賛助会員企業、正会員によって構成される。
- 本分科会には、行政機関や公共機関がオブザーバ委員一として参加することができる。
- 本分科会の事務局は、山梨大学地域防災・マネジメント研究センター事務局内に置く。
- この分科会の会長は、特定非営利活動法人防災推進機構の理事長が就任する。
- 本分科会に3名の幹事を置く。
- 本分科会は、委員の情報共有の場として定例会を年間4回程度開催する。
- 本分科会の委員企業は、山梨大学地域防災・マネジメント研究センターと共同研究を実施することができる。
- 特定非営利活動法人は、分科会委員の企業の防災ビジネスの創出を支援し、創出された防災ビジネスの普及を促す活動を行う。